

**令和5年度（債務負担）  
裾野市（第3期）子ども・子育て支援事業計画等策定業務委託  
企画提案選定実施要領**

1 **趣 旨**：この実施要領は、第3期子ども・子育て支援事業計画等策定業務に最も適した事業者のプロポーザル方式による選定に関して、必要な事項を定める。

2 **業務概要**

- (1) **業務名**：令和5年度（債務負担）裾野市（第3期）子ども・子育て支援事業計画等策定業務委託
- (2) **業務内容**：令和5年度（債務負担）裾野市（第3期）子ども・子育て支援事業計画等策定業務委託仕様書のとおり
- (3) **委託期間**：契約締結日翌日から令和7年3月22日まで
- (4) **契約限度額**：¥11,393,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。  
※各年度における年割額の限度額は、以下のとおりとする。  
令和5年度 7,293,000円  
令和6年度 4,100,000円
- (5) **実施形式**：公募型プロポーザル方式

3 **参加資格**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 裾野市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- (3) 公告日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成28年告示第70号）及び静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の適用となる団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 地方自治体における第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査及び計画策定支援業務の実績があること。
- (8) 地方自治体における子どもの生活実態調査及び子ども貧困対策推進計画策定業務の実績があること。
- (9) 令和5年4月1日時点でプライバシーマークの認証取得をしていること。

#### 4 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野1059

裾野市健康福祉部子育て支援課

電話：055-995-1841 FAX：055-992-3681

E-mail：kosodate@city.susono.shizuoka.jp

(2) 実施（募集）要領等の配布

(ア) 配布期間 令和5年12月18日（月）から12月27日（水）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）

(イ) 配布場所及び受付場所

(1) の担当部署で配布するほか、裾野市のホームページの下記URLからダウンロードすることができる。

<https://www.city.susono.shizuoka.jp/soshiki/5/5/18270.html>

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 参加表明書

A) 提出期限：令和5年12月28日（木）午後5時必着

B) 提出方法：持参又は郵送、電子メールのいずれか

（持参時は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）

C) 提出場所：(1) に同じ

(イ) 企画提案書

A) 提出期限：令和6年1月19日（金）午後5時必着

B) 提出方法：持参又は郵送、電子メールのいずれか

（持参時は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）

C) 提出場所：(1) に同じ

#### 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問票（任意様式）により、電子メールで受付を行う。

(1) 提出期限：令和5年12月22日（金）午後0時必着

(2) 質疑様式等：質問票は任意様式。ただし、次の点に留意すること。

・件名は「裾野市子ども・子育て支援事業計画プロポーザル質疑」とすること。

・質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(3) 回答：質問に対する回答は、令和5年12月25日（月）までに、全参加者に電子メールで回答する。

ただし、参加資格要件に関する事項についてはその都度回答する。

#### 6 参加資格審査結果通知について

審査終了後、令和6年1月5日（金）までに、電子メールについて通知する。

参加資格審査結果の通知後において、通知を受けた者が、前記の資格要件を満たさなくなったとき、参加表明書等に虚偽の記載をしたときには、企画提案に参加することはできない。

## 7 応募書類

### (1) 提出書類（参加表明書提出時）

- (ア) 参加表明書（様式1）及び添付書類
- (イ) プライバシーマーク認証の写し
- (ウ) 企業の概要が確認できる資料（任意様式、パンフレット可）

### (2) 提出書類（企画提案書提出時）

- (ア) 企画提案提出届（様式2）
- (イ) 会社概要（任意様式：会社パンフレット可）
- (ウ) 業務実績表（様式3）
  - ※様式に定められている実績を記載すること。
  - ※業務実績においては関連会社の実績は含めないこと。
  - ※静岡県内受託実績を優先して記載すること。
- (エ) 担当者経歴書（様式4）
- (オ) 企画提案書（A4）※詳細は下記を参照
- (カ) 見積書（任意様式）消費税及び地方消費税の額（現行の10%）を加えた額を記載する。
- (キ) 仕様書に基づく情報提供のサンプル 1部

### (3) 企画提案書作成について

- (ア) 体裁は原則A4版（A3版折込可。2頁として計算）とし、横書きとする。
- (イ) 枚数制限は表紙を除き12頁以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。
- (ウ) 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。
- (エ) 業務スケジュール及び業務体制を記載すること。
- (オ) 企画提案書作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字のポイント数は自由とする。
- (カ) 作成部数 正本1部、副本7部（正本コピー可）を提出すること。

### (4) 提出された応募書類の取扱い

- (ア) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。本プロポーザルに係る提出書類は、提案事業者の新たな発明、考案又は著作物の創作を含んでいる可能性を考慮し、情報公開の部分開示とする。
- (イ) 提出のあった企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (ウ) 提出された応募書類は返却しない。
- (エ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (オ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

## 8 選定方法

裾野市職員で構成される企画提案選定委員会を設置し、審査を行う。ただし確認の結果、見積書の見積額が提案限度額の上限を超えている場合及び「4 参加資格」の資格を有しない場合は、その企画提案書は審査から除外する。

## 9 企画提案の選定審査等

- (1) 審査は、企画提案書の書類審査を基本とし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- (2) 選定評価基準に基づく評価点により行う。評価点数が最も高い提案者を契約交渉者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、企画提案選定委員会の協議または、必要に応じてプレゼンテーションを行う。

## 10 審査結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知とともに、下記項目について裾野市のホームページにおいて公表する。審査結果について、異議の申立ては受け付けない。

- (1) 契約の相手となる候補者の名称及び総合点
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

## 11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、契約上限額を超えているとき。
- (5) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

## 12 契約手続

- (1) 契約の相手方となる候補者として選定された者と裾野市との間で、業務内容、経費等について調整を行った上で、協議が整った場合に契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。この場合において、次順位者を契約の相手方となる候補者とする。

## 13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出は1者につき1件とする。
- (3) 企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答すること。
- (4) 提出後の企画提案書等の提出書類の修正は、認めない。
- (5) 参加表明書等の提出後に裾野市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。